第三十九条の四十一第二項を削り、同条第一項中「ものと」の下に「し、同項に規定する政令で定める割合は、百分の七十五と」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の十一第一項に規定する政令で定める中小企業者に該当する連結法人は、連結親法人が次に掲げる法人である場合の当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（資本金の額又は出資金の額が一億円以下のものに限る。）とする。

一　資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人（イにおいて「判定法人」という。）のうち次に掲げる法人以外の法人

イ　その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。ロにおいて同じ。）の総数又は総額の二分の一以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人又は第三十九条の三十九第十一項第一号イ(1)若しくは(2)に掲げる法人をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（判定法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法第二十三条第一項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限る。）及び中小企業投資育成株式会社を除く。ロにおいて同じ。）の所有に属している法人

ロ　イに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上が大規模法人の所有に属している法人

二　資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人

第三十九条の四十一第三項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改める。

第三十九条の四十四の三第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十八条の十四の三第一項第一号に規定する政令で定めるものは、第二十七条の十一の二第二項の規定により経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて同項に規定する主務大臣の確認を受けたものとする。

第三十九条の四十五第一項中「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に、「同項第五号の二」を「同項第七号」に改める。

第三十九条の四十六第一項中「第二十七条の六第二項」を「第二十七条の六第三項」に改め、同条第四項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改める。

第三十九条の四十八第三項第一号中「第四号」を「第三号」に改め、同項第二号中「第六十八条の十五の八第一項第五号」を「第六十八条の十五の八第一項第六号」に改め、同項第三号中「第六十八条の十五の八第一項第六号」を「第六十八条の十五の八第一項第五号」に改め、同項第四号中「第六十八条の十五の八第一項第七号」を「第六十八条の十五の八第一項第六号」に改め、同項第五号中「第六十八条の十五の八第一項第八号」を「第六十八条の十五の八第一項第七号」に改め、同項第六号中「第六十八条の十五の八第一項第九号」を「第六十八条の十五の八第一項第八号」に改め、同項第七号中「第六十八条の十五の八第一項第十号」を「第六十八条の十五の八第一項第九号」に、「第三十九条の四十四の三第三項」を「第三十九条の四十四の三第四項」に改め、同項第八号中「第六十八条の十五の八第一項第十一号」を「第六十八条の十五の八第一項第十号」に改め、同項第九号中「第六十八条の十五の八第一項第十二号」を「第六十八条の十五の八第一項第十一号」に改め、同項第十号中「第六十八条の十五の八第一項第十三号」を「第六十八条の十五の八第一項第十二号」に改め、同項第十一号中「第六十八条の十五の八第一項第十四号」を「第六十八条の十五の八第一項第十三号」に改め、同項第十二号中「第六十八条の十五の八第一項第十五号」を「第六十八条の十五の八第一項第十四号」に改め、同項第十三号中「第六十八条の十五の八第一項第十七号又は第十八号」を「第六十八条の十五の八第一項第十六号又は第十七号」に改め、同項第十四号中「第六十八条の十五の八第一項第十七号の二」を「第六十八条の十五の八第一項第十七号の二」に改める。

第三十九条の四十一第一項から第五項までを削り、同条第六項中「第四号」を「第一号」に、「第二十八条第六項」を「第二十八条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第七項中「第四号」を「第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の三項を加える。

3　法第六十八条の十六第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める海上運送業は、第二十八条第三項に規定する海洋運輸業、沿海運輸業及び船舶貸渡業とする。

4　法第六十八条の十六第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶は、鋼船（船舶法第二十条の規定に該当するものを除く。）のうち、前項に規定する海洋運輸業の用に供されるもの（船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限る。）又は前項に規定する沿海運輸業の用に供されるもので、第二十八条第四項の規定により国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

5　法第六十八条の十六第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶は、第二十八条第五項の規定により国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

第三十九条の四十九第八項第一号及び第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第六項」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の一項を加える。

8　法第六十八条の十六第一項の表の第二号の下欄に規定する政令で定めるものは、第二十八条第八項の規定により国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

第三十九条の五十一中「二百四十万円」を「四百万円」に改める。

第三十九条の五十二から第三十九条の五十四までを次のように改める。

（特定事業継続力強化設備等の特別償却）

第三十九条の五十二　法第六十八条の二十第一項に規定する政令で定める連結法人は、連結親法人である事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び商店街振興組合とする。

2　法第六十八条の二十第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。）の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が百万円以上のものとし、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、建物附属設備にあつては一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものとする。

（共同利用施設の特別償却）

第三十九条の五十三　法第六十八条の二十四第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の共同利用施設の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が二百万円以上のものとする。

第三十九条の五十四　削除

第三十九条の五十六第五項第一号中「には」の下に「それぞれ」を加え、同号イ中「ある連結親法人」の下に「（法第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者（以下この条において「適用除外事業者」という。）に該当するものを除く。）」を加え、同号ロ中「又は当該」を「、当該」に改め、「超える連結子法人」の下に「それぞれ」を加え、同号イ中「ある連結親法人」の下に「（適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加え、同号ロ中「又は当該」を「、当該」に改め、「超える連結子法人」の下に「又は適用除外事業者に該当する連結法人」を加え、同条第七項第一号中「には」の下に「それぞれ」を加え、同号イ中「ある連結親法人」の下に「（適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加え、同号ロ中「又は当該」を「、当該」に改め、「超える連結子法人」の下に「又は適用除外事業者に該当する連結法人」を加え、同条第八項中「第六十八条の九第八項第六号」を「第六十八条の九第八項第四号」に改める。